

第二百十八号議案

東京都認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年九月二十四日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例

東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成十八年東京都条例第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「第十八条の十八第一項の登録」を「第十八条の十八第三項に規定する保育士登録」に改める。

第十条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号（幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第二十八条第二項において準用する法第二十七条の二第一項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）等の改正に伴い、規定を整備する必要がある。